

◆◆◆目次◆◆◆

1. ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣します
2. 岐阜県最低賃金が800円に改正されます
3. 中小企業退職金共済制度について

★★

1. ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣します

昨今、経営戦略の重要な柱として、ワーク・ライフ・バランスが注目されています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しは、

◎業務効率、生産性の向上

◎人材獲得による競争力の強化

◎従業員の健康で豊かな生活 などの実現につながります。

市では企業などが行う研修会へ、ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣していますので、是非ご活用ください。

「ワーク・ライフ・バランスとは？」

「生産性向上のためにワーク・ライフ・バランスを学びたい！」

「実際の好事例が知りたい」など、研修のテーマや内容はお気軽にご相談ください。

※講師派遣は無料です。講師料・旅費は市が負担します

詳しくは、以下のURLよりご確認ください。

<http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000025/1000133/1004119.html>

◆担当部署 高山市協働推進課

◆お申込み・お問い合わせ 高山市協働推進課 TEL：0577-35-3412

★★

2. 岐阜県最低賃金が800円に改正されます

岐阜労働局は、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を10月1日より、776円から800円（引き上げ額24円、引き上げ率3.09%）に引き上げる改正を決定しました。

岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業所およびそこで働くすべての労働者（パート・アルバイト含む）に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

また、使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、最低賃金法に罰則が

定められています。

- ◆問い合わせ先 ・岐阜労働局労働基準部賃金室 TEL：058-245-8104
- ・お近くの労働基準監督署

◆岐阜労働局 HP

http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

3. 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業のための国の退職金制度です。

- ◎パートタイマーや家族従業員も加入できます。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は全額非課税で、手数料も一切かかりません。
- ◎社外積立で管理も簡単です。
- ◎離転職時に、他の年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

- ◆問い合わせ先 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
- TEL：03-6907-1234

◆中退共事業本部 HP

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。